

「みやざき材の家」推進工務店登録制度実施要領

令和 5 年 7 月 14 日
環境森林部山村・木材振興課

(目的)

第1条 この要領は、森林資源の循環利用や炭素の貯蔵によるゼロカーボン社会の実現に貢献するため、みやざき材を活用した家づくりに取り組む工務店や産直団体等を「みやざき材の家」推進工務店（以下「推進工務店」という。）として県が登録することにより、「みやざき材の家」の建築を促進し、県産材の需要の維持・拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「みやざき材」とは、県産材かつ合法木材をいう。
- (2) 「県産材」とは県内で生産、加工された木材をいう。
- (3) 「合法木材」とは、森林に関する法令に照らし適切に手続きした上で流通している木材をいう。
- (4) 「みやざき材の家」とは、木造住宅の建築に使用した木材の総量の70パーセント以上がみやざき材を含み、構造材（柱、梁、桁）又は木質化した内装に使用したみやざき材の部材等が目視できるものをいう。
- (5) 「産直団体」とは、みやざき材を積極的に活用した産直住宅の建築に取り組む団体であって、次の要件をいずれも満たすもの。
 - ア 県産材活用住宅の建築又は県産材の利用拡大に取り組む3者以上の企業・団体が規約等を定め構成されるものであること。
 - イ 産直団体の事務局は県内に所在し、かつ、県産材は構成員のうち県内に本社を置く企業・団体が供給していること。

(登録要件)

第3条 登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 「みやざき材の家」の建築実績及び計画があること。
- (2) 県内の製材工場等の木材供給事業者からの推薦があること。
- (3) 県産材の活用やゼロカーボン社会づくりに積極的に貢献する意思があること。
- (4) 県が作成し一般公開する「みやざき材の家」推進工務店登録名簿に、連絡先や「みやざき材の家」建築実績等の情報を公開することを承諾すること。
- (5) 直近の3年間で建築基準法、建築士法及び建設業法等の関連する法令に違反がないこと。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(登録の申請)

第4条 登録申請者は、「みやざき材の家」推進工務店登録申請書(別記様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 第3条第2号に係る推薦書(様式第2号)
- (2) 県税の納税義務が発生する者にあつては、第3条第7号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (3) 第3条第8号にかかる誓約書(様式第3号)
- (4) 必要に応じ、団体の規約等の写し
- (5) 県ホームページ等への公開用の会社等ロゴや住宅写真(任意様式)
- (6) その他知事が必要と認める書類

(登録)

第5条 知事は、前条の申請があつたとき、その内容を審査し、登録申請者が第3条の登録要件を満たしていると認める場合には、推進工務店として「みやざき材の家」推進工務店登録名簿(様式第4号)に登録し、登録証(様式第5号)を交付する。

(申請期間)

第6条 登録申請は、年間を通じて随時受け付けるものとする。

(変更の届出)

第7条 推進工務店は、申請した内容に変更が生じた場合は、当該変更があつた日から30日以内に「みやざき材の家」推進工務店登録事項変更届(様式第6号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による届け出があつたときは、速やかに推進工務店名簿の修正を行うものとする。

(登録の取消し)

第8条 知事は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、登録者名簿から抹消するものとする。また、登録を取り消された推進工務店は、登録証を県に返還しなければならない。

- (1) 推進工務店から「みやざき材の家」推進工務店登録取消し届(様式第7号)が提出された場合。
- (2) 登録の申請や変更の届出等関係書類の内容に虚偽が確認された場合。
- (3) 推進工務店にふさわしくない事由が発生した場合。
- (4) 推進工務店の廃業、解散等が確認された場合。

(報告)

第9条 推進工務店は、毎年5月末日までに「みやざき材の家」建築実績報告書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(推進工務店の責務)

第10条 推進工務店は、住宅の建築において問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。

(登録の事務)

第11条 県は、登録の事務の一部を適当と認められる団体等に対し、委託することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月30日から施行する。